

令和4年度

仙台市施設指導監査の結果について

社会福祉法人 幸生会

172

ア 栗生第1拠点区分の資金収支計算書（第1号第4様式）及び事業活動計算書（第2号第4様式）について、拠点区分間繰入金収入（収益）・支出（費用）の金額に誤りがあった。

イ 実沢第1拠点区分、根白石拠点区分、栗生第2拠点区分、原町拠点区分、寺岡拠点区分、新田東拠点区分の資金収支計算書（第1号第4様式）及び事業活動計算書（第2号第4様式）について、役員報酬支出（役員報酬）が計上されていた。

ウ 資金収支計算書（第1号第1様式）、事業活動計算書（第2号第1様式）及び本部拠点の資金収支計算書（第1号第4様式）、事業活動計算書（第2号第4様式）について、受取利息配当金収入・収益の金額に誤りがあった。

・計算書類に対する注記について、以下の点が見受けられたので改めること。

ア 「重要な会計方針」（法人・拠点共通）の「(2) 固定資産の減価償却の方法」について、リース資産を保有しているが、リース資産の取扱いについて記載していなかった。

イ 法人全体の「5.法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分」の「(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容」に廃止した事業の拠点を記載していた。また、栗生第4拠点が記載されていなかった。

ウ 法人全体の「9.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の車両運搬具の当期末残高に誤りがあった。

エ 法人本部拠点の「3.採用する退職給付制度」について、退職給付対象の職員が存在するが該当なしとしていた。

オ 実沢第2拠点、栗生第2拠点区分の「4.拠点が作成する計算書類等とサービス区分」について、サービス区分の記載内容に誤りがあった。

カ 法人全体及び法人本部拠点の「基本財産の増減の内容及び金額」の当期増加額にその他財産の定期預金額を計上していた。

キ 法人全体、根白石拠点、根白石第3拠点の「6.基本財産の増減の内容及び金額」について、前年度の注記で記載していたと思われる令和元年度の土地移管の内容の記載が残されていた。

ク 栗生第4拠点（さいん）の注記が作成されていなかった。

ケ 新田拠点区分の「8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」に車両運搬具が記載されていなかった。

コ 新田東拠点区分の「8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」について、建物とすべきところ建物附属設備と記載していた。

サ 根白石第2拠点区分の「8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」に基本財産が記載されていなかった。

シ 「採用する退職給付制度」について、福祉医療機構の共済制度以外に、確定拠出型年金が採用されているが、その記載がなかった。

・財産目録について、以下の点が見受けられたので改めること。

ア 普通預金（保育Gr）の口座単位の金額に誤りがあった。

イ 使用目的等の欄に記載すべき科目において、その記載がない科目があった。

ウ その他の固定資産（中区分）の金額に誤りがあった。

・計算書類の附属明細書について、以下の点が見受けられたので改めること。

ア 別紙 3 (③) 補助金事業等収益明細書について、「補助事業に係る利用者からの収益」欄に記載がなかった。

イ 別紙 3 (③) 補助金事業等収益明細書について、南光台すいせん保育所拠点の金額に誤りがあった。

ウ 別紙 3 (④) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書について、事業区分を記載すべきところ拠点区分を記載していた。また、拠点区分を記載すべきところ一部サービス区分を記載していた。

エ 別紙 3 (⑦) 国庫補助金等特別積立金明細書について、各拠点区分間の内訳に法人全体、事業区分、サービス区分の金額を計上していた。また、合計額を誤った各拠点区分の内訳の合算額となっていた。

オ 別紙 3 (⑨) 引当金明細書について、賞与引当金の当期増加額及び当期減少額に誤りがあった。また、当期減少額について、目的使用による減少であったが、その他の欄に記載していた。

カ 別紙 3 (⑫) 積立金・積立資産明細書の前期末残高及び当期増加額に誤りがあった。

・勘定科目について、以下の点が見受けられたので改めること。

ア 各こども園及び保育所拠点区分において、布団乾燥代等の実費徴収分及び一時保育利用料の勘定科目に誤りがあった。

イ 実沢第 2 拠点、栗生第 2 拠点及び栗生第 3 拠点において、利用者の給食の実費徴収分の勘定科目に誤りがあった。

・仮払金台帳（法人資料名：別紙⑫仮払金の内訳書）及び仮受金台帳（法人資料名：別紙⑬仮受金の内訳書）について、拠点区分間の資金移動（給与資金移動過剰分）に係る金額において、不整合となっている箇所があったので、留意して作成すること。

幼保連携型認定こども園指導監査結果（通知用）

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	令和4年11月11日
施設名	太子堂すいせんこども園		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
《人事労務管理》（書面監査） なし			
《経理》（書面監査） なし			
《園児処遇》（書面監査） なし			
口 頭 指 摘			
《人事労務管理》（書面監査） なし			
《経理》（書面監査） なし			
《園児処遇》（書面監査） なし			

幼保連携型認定こども園指導監査結果（通知用）

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	令和4年11月9日
施設名	原町すいせんこども園		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
《人事労務管理》 なし 《経理》 なし 《園児処遇》 なし			
口 頭 指 摘			
《人事労務管理》 なし 《経理》 なし 《園児処遇》 ① 食品の衛生管理について、冷蔵保管の必要な延長保育間食や土曜午後おやつを食品専用ではない調乳室の冷蔵庫に保管し使用していたので、感染症または食中毒発生予防の観点から、食品専用の冷蔵庫に保管して使用すること。また、食品専用冷蔵庫として冷蔵品を保管する場合は、冷蔵庫の庫内温度を確認すること。			

幼保連携型認定こども園指導監査結果（通知用）

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	令和4年11月11日
施設名	寺岡すいせんこども園		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
《人事労務管理》（書面監査） なし 《経理》（書面監査） なし 《園児処遇》（書面監査） なし			
口 頭 指 摘			
《人事労務管理》（書面監査） なし 《経理》（書面監査） なし 《園児処遇》（書面監査） なし			

幼保連携型認定こども園指導監査結果（通知用）

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	令和4年11月8日
施設名	新田すいせんこども園		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
《人事労務管理》 なし 《経理》 なし 《園児処遇》 なし			
口 頭 指 摘			
《人事労務管理》 なし 《経理》 なし 《園児処遇》 なし			

(様式2)

社会福祉法人・施設指導監査結果（通知用）

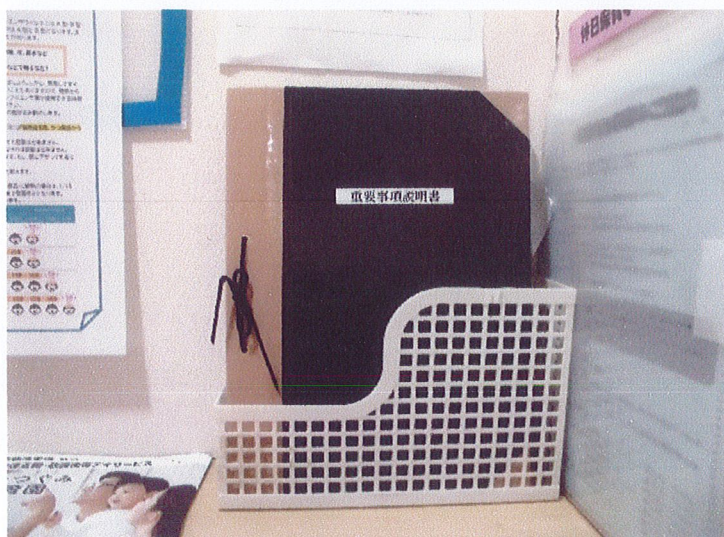
法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	令和4年9月5日
施設名	保育所 南光台すいせん保育所		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
《人事労務管理》 なし 《経理》 なし 《入所者処遇》 なし			
口 頭 指 摘			
《人事労務管理》 ① 育児・介護休業等に関する規則について、労使協定の締結により対象から除外する者を定めているが、規則と協定との間に不整合が見受けられたので改めること。 《経理》 ① 計算書類に対する注記のうち、採用する退職給付制度について、福祉医療機構の共済制度以外に確定拠出型年金を採用しているが、その記載がなかったのを、改めること。 ② 勘定科目について、次のとおりであったので、改めること。 ア 主食・副食費等の収入について、利用者等利用料収入（収益）に計上すべきところ、私的契約利用料収入（収益）に計上していた。 イ 補助金事業収入（収益）について、「公費」と「一般」に区分するところ、区分していなかった。 《入所者処遇》 なし			

幼保連携型認定こども園指導監査結果（通知用）

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	令和4年11月8日
施設名	新田東すいせんこども園		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
《人事労務管理》 なし 《経理》 なし 《園児処遇》 ① 運営規程について、重要事項を保護者が見える場所に掲示して いなかったため、掲示すること。		添付写真のとおり玄関 下駄箱上に設置し、 いつでも閲覧できる ようにしています。	
口 頭 指 摘			
《人事労務管理》 なし 《経理》 なし 《園児処遇》 ① 調理室の衛生管理について、調理室と検収室で同じ履物を使用し ていたため、それぞれに専用の履物を備えること。			



園児の下駄箱上に掲示



(様式2)

社会福祉法人・施設指導監査結果（通知用）

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	令和4年7月21日
施設名	保育所 幸町すいせん保育所		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
《人事労務管理》（書面監査） なし 《経理》（書面監査） なし 《入所者処遇》（書面監査） なし			
口 頭 指 摘			
《人事労務管理》（書面監査） なし 《経理》（書面監査） ① 計算書類の附属明細書について、以下の点が見受けられたので改めること。 ア 別紙3(⑨) 引当金明細書について、賞与引当金の当期増加額及び当期減少額に誤りがあった。 イ 別紙3(⑫) 積立金・積立資産明細書の積立資産の記載がなかった。（決算に係る書類については、評議員会で承認された書類を提出すること。法人提出書類では積立資産が記載されていたが、その名称に誤りがあった。） ② 経理規程第18条（勘定科目間の流用）では、「理事長の承認を得て、サービス区分内における中区分の勘定科目相互間において予算を流用することができる。」と規定しているが、大区分の勘定科目間で流用していたので改めること。 《入所者処遇》（書面監査） ① 児童の健康診断について、令和3年4月23日実施した内科健診当日に欠席した児童1名の健康診断の実施の確認ができなかったため、欠席した際には、後日必ず受診させ児童の健康状態を把握すること。			

幼保連携型認定こども園指導監査結果（通知用）

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	令和4年11月11日
施設名	河原町すいせんこども園		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
《人事労務管理》（書面監査） なし 《経理》（書面監査） なし 《園児処遇》（書面監査） なし			
口 頭 指 摘			
《人事労務管理》（書面監査） なし 《経理》（書面監査） なし 《園児処遇》（書面監査） なし			

小規模保育事業（A型・B型）・事業所内保育事業指導監査結果（通知用）

設置者名	社会福祉法人 幸生会	実施日	令和 4 年 6 月 20 日
施 設 名	南中山すいせん保育園（保育所型事業所内保育事業）		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
《運営管理》（書面監査） なし			
《入所者処遇》 なし			
口 頭 指 摘			
《運営管理》（書面監査） なし			
《入所者処遇》 なし			